

藤沢市教育委員会 5 月定例会 会議録

日 時 2026年(令和 8 年) 5 月 21 日(木)

午後 4 時 00 分～午後 5 時 08 分

場 所 藤沢市役所本庁舎 8 階 8-1・8-2 会議室

1 開会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 議事

- (1) 議案第 4 号 市議会定例会提出案件（財産の取得）に同意することについて
- (2) 議案第 5 号 藤沢市立学校施設再整備第 3 期実施計画の策定について
- (3) 議案第 6 号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について
- (4) 議案第 7 号 令和 9 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について
- (5) 議案第 8 号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
- (6) 議案第 9 号 令和 9 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
- (7) 議案第 10 号 藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
- (8) 議案第 11 号 藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

5 その他

- (1) 令和 7 年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について
- (2) 藤沢市学校教員の懲戒処分について

6 閉会

出席委員

- | | |
|-----|---------|
| 1 番 | 宮 原 伸 一 |
| 2 番 | 飯 盛 義 徳 |
| 3 番 | 種 田 多化子 |
| 4 番 | 石 井 由 佳 |
| 5 番 | 井 沼 隆 史 |

出席事務局職員

教育部長	坪 谷 麻 貴
教育部参事	石 田 芳 輝
教育総務課主幹	高 瀬 有 希
教育総務課主幹	大久保 紀 子
教育総務課指導主事	齋 藤 史 門
教育指導課長	森 谷 真佐美
教育指導課主幹	林 理 絵
教育指導課指導主事	内 海 友 之
教育指導課指導主事	蒲 谷 麻 美
教育指導課指導主事	本 間 幸 代
学務保健課長	清 水 航 介
学務保健課主幹	岡 俊 宏
学校施設課長	藤 津 浩 士
学校施設課課長補佐	秋 元 進 吾
書 記	安 西 美知代

午後 4 時00分 開会

宮原教育長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会
5 月定例会」を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長 まず、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、3 番の種田委員、4 番の石井委員に
お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3 番の種田委員、4 番の
石井委員にお願いをしたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長 続きまして、前回の会議録の確認をさせていただきます。
皆さん、何かございましたでしょうか。

（確認、訂正等発言：なし）

それでは、了承することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、会議録の確認につきましては、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長 続きまして、議事に入ります前に、議案第 4 号「市議会定例会提出案
件（財産の取得）に同意することについて」につきましては、藤沢市議
会定例会への提出案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律第14条第 7 項ただし書の規定によりまして、非公開での審
議としたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議案第 4 号については、後ほど非公開での審議とさせてい
たきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長 それでは、議事に入ってまいります。
議案第 5 号「藤沢市立学校施設再整備第 3 期実施計画の策定について」
を上程いたします。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

藤津学校施設課長。

藤津学校施設課長 それでは、議案第 5 号「藤沢市立学校施設再整備第 3 期実施計画の

策定について」、ご説明いたします。（議案書参照）

議案資料の 8 ページをごらんください。

この議案の提案理由といたしましては、本市の市立学校施設の再整備に係る実施計画を策定する必要によるものでございます。

また、この提案理由の根拠といたしましては、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 号に記載のとおり、教育行政の運営に関する基本的な方針を定める場合は、教育長に委任されておらず、教育委員会に図ることとなっていることによるものでございます。

それでは、「藤沢市立学校施設再整備第 3 期実施計画の策定について」、ご説明いたします。

議案（別冊資料）をお開きください。

こちらは、藤沢市立学校施設再整備第 3 期実施計画の案になります。藤沢市教育委員会では、学校施設の安全の確保を最優先に、老朽化解消の対策である再整備事業、また、既存施設の適正な管理、運営に係る各種改修工事の計画的な実施を目的として実施計画を策定しており、令和 7 年に「藤沢市立学校施設再整備第 2 期実施計画」の計画年度が終了いたしました。

このため、第 3 期実施計画を策定し、引き続き国の方針に基づき、再整備事業を進めていくものでございます。

主な第 2 期実施計画からの変更箇所等につきまして、ご説明させていただきます。1 ページをごらんください。

「1 学校施設再整備第 3 期実施計画策定の目的及び経過」の（1）計画策定の目的、では、学校施設の再整備基本方針や再整備実施計画の第 1 期、第 2 期について、策定の目的等を記載しておりましたが、今回の第 3 期実施計画では、次期学習指導要領の改訂に向けた国の方向性やハード面とあわせて、学校運営や教育活動等のソフト面にも配慮すること。

各学校の地域特性に応じた整備のため、関係者と連携し、必要な機能やニーズの把握に努めること。

さらに、インクルーシブや合理的配慮にも留意するなど、学校運営協議会制度の取組にも対応できる施設となるよう検討することなどを記載し、その上で、今後も再整備対象校について事業を実施するため、第 3 期実施計画を策定することを記載しております。

2 ページをごらんください。

（2）第 1 期実施計画及び第 2 期実施計画の経過、では、第 1 期、第

2期の成果として、六会中学校の屋内運動場の再整備事業及び保育園と児童クラブを複合化した鵜南小学校の再整備事業の記載に加え、3ページにかけて、現在進行中の鵜沼中学校、辻堂小学校、鵜洋小学校の再整備について記載しております。

(3) 学校別の再整備事業進捗状況、につきましては、4ページまで、令和6年度に工事完了した鵜南小学校、5ページ、6ページ、7ページに、現在進行中の鵜沼中学校、辻堂小学校、鵜洋小学校の実施スケジュールや想定事業費を記載しております。

8ページにお移りいただきまして、(4) 第2期実施計画の継続、といたしまして、第2期実施計画で対象校に挙げた7校について、継続して事業の推進を図っていくことが記載してあります。

(5) 学校の適正規模・適正配置に向けた取組、ですが、現在の児童生徒数の状況、藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画に基づく通学区域の見直しについて記載しております。

9ページにお移りいただきまして、「2 第3期実施計画（令和8年度～令和12年度）」、(1) 老朽施設の解消、といたしまして、9ページから11ページにかけて、第2期実施計画での対象校で無着手の学校について、ア 事業優先度の考え方、イ 整備手法の考え方、ウ 対象校一覧、エ 事業実施にあたっての留意事項で、再整備事業の考え方について、児童生徒数推計や学校規模の適正化の取組も踏まえ、記載しております。

12ページから29ページにかけては、未着手校7校について、対象校ごとの個別計画として、再整備における建物や児童生徒数の現状や推移、整備手法、事業スケジュール及び想定事業費について、各校ごとに記載しております。

30ページにお移りいただきまして、カ 持続可能な学校の再整備に向けて、では、当面は、早期に改築を行う必要のある校舎棟を保有する学校から、順次再整備事業に着手していくこととした上で、事業費が上昇傾向にあることから、優先事業の見極めや事業コストの抑制、財源の確保や平準化により、持続可能な再整備事業を実施していくことが必要であること、児童生徒数の推計を見据えた学校規模や再整備の手法を検討する必要があること等を記載しております。

31ページにお移りいただきまして、(2) 既存施設の適正な管理、運営にかかる整備計画、では、第2期計画等、記載内容に変更はなく、定期的に学校施設を更新・改修することが肝要であること。

事業の実施においては、国庫補助等の財源を確保しつつ、継続的に実施していくことを記載しております。

32ページの表は、令和8年度からの学校施設の整備計画に更新しております。

以上で、「藤沢市立学校施設再整備第3期実施計画の策定について」、説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

宮原教育長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、議案第 5 号につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをしたいと思います。

種田委員、お願いします。

種田委員 ご説明ありがとうございます。

本当にこの再整備が、なかなか進まない状況があるというところで、優先順位を考えるのが、とても大切かなと思います。一番はどのようなことを念頭に考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

宮原教育長 藤津課長。

藤津学校施設課長　再整備に当たりまして重要な点といたしましては、やはり児童生徒の安全を確保するというのが大変重要でございます。そうした観点からいたしますと、老朽化が、やはり建築年数等によりまして進んでおりますので、そういった老朽化の進んでいる学校、そちらを最優先という形で順次再整備に取り組んでいく予定でございます。

種田委員　やはり児童の、あるいは生徒の安全第一というところで進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

宮原教育長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないようでございますので、事務局の原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第5号「藤沢市立学校施設再整備第3期実施計画の策定について」は、原案のとおりということで決定をさせていただきます。

[illegible]

宮原教育長 それでは、次に、議案第 6 号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱
又は任命について」を上程させていただきます。

事務局から、説明をお願いいたします。

清水学務保健課長。

清水学務保健課長 議案第6号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について」

て」を、ご説明申し上げます。(議案書参照)

藤沢市学校事故措置委員会につきましては、藤沢市学校事故措置条例第5条に基づいて設置されており、定員7名の委員により児童生徒の安全施策を推進するとともに、学校管理下の事故により災害を受けた場合、見舞金の認定等について審議をしております。

現在の、学校事故措置委員会委員の任期が、本年5月31日をもって満了になることに伴い、関係団体へ委員の推薦を依頼しておりました。

その結果、一覧のとおり推薦をいただきましたので、新たな委員7名の委嘱または任命について提案するものでございます。

任期につきましては、2026年(令和8年)6月1日から2028年(令和10年)5月31日までの2年としております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

宮原教育長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、議案第6号につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ないようでございますので、原案のとおり決定ということで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第6号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案のとおり決定とさせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長

続きまして、議案第7号「令和9年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について」を上程させていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長

議案第7号「令和9年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について」、説明いたします。(議案書参照)

議案書の12ページをごらんください。

この議案を提出しましたのは、令和9年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要によるものです。

13ページをごらんください。

前文で、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて定める旨を述べ、「1 基本的な考え方」を、(1) 国、県、市の資料等を踏ま

次に「２ 採択する教科用図書」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令15条に基づき、（１）小学校用教科用図書につきましては、令和５年度採択と同一のもの、（２）中学校用教科用図書につきましては、令和６年度採択と同一のものを採択します。（３）特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書につきましては、「教科書目録」に登載されているもの、または「附則第９条図書」、いわゆる一般図書のうちから採択します。

次に「採択までの経過」につきまして、14ページの3に記載のとおりでございますので、ごらんください。

宮原教育長

いかがでしょうか。——よろしいですか。

それでは、特にないようでございますので、原案のとおり決定することに、委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議案第 7 号「令和 9 年度使用藤沢市教科用図書採択方針」につきまして、原案のとおり決定とさせていただきます。

$$\frac{1}{2}, \frac{1}{3}, \frac{1}{4}, \frac{1}{5}, \frac{1}{6}, \frac{1}{7}, \frac{1}{8}, \frac{1}{9}, \frac{1}{10}, \frac{1}{11}, \frac{1}{12}, \frac{1}{13}, \frac{1}{14}, \frac{1}{15}, \frac{1}{16}, \frac{1}{17}, \frac{1}{18}, \frac{1}{19}, \frac{1}{20}, \frac{1}{21}, \frac{1}{22}, \frac{1}{23}, \frac{1}{24}, \frac{1}{25}, \frac{1}{26}, \frac{1}{27}, \frac{1}{28}, \frac{1}{29}, \frac{1}{30}, \frac{1}{31}, \frac{1}{32}, \frac{1}{33}, \frac{1}{34}, \frac{1}{35}, \frac{1}{36}, \frac{1}{37}, \frac{1}{38}, \frac{1}{39}, \frac{1}{40}, \frac{1}{41}, \frac{1}{42}, \frac{1}{43}, \frac{1}{44}, \frac{1}{45}, \frac{1}{46}, \frac{1}{47}, \frac{1}{48}, \frac{1}{49}, \frac{1}{50}, \frac{1}{51}, \frac{1}{52}, \frac{1}{53}, \frac{1}{54}, \frac{1}{55}, \frac{1}{56}, \frac{1}{57}, \frac{1}{58}, \frac{1}{59}, \frac{1}{60}, \frac{1}{61}, \frac{1}{62}, \frac{1}{63}, \frac{1}{64}, \frac{1}{65}, \frac{1}{66}, \frac{1}{67}, \frac{1}{68}, \frac{1}{69}, \frac{1}{70}, \frac{1}{71}, \frac{1}{72}, \frac{1}{73}, \frac{1}{74}, \frac{1}{75}, \frac{1}{76}, \frac{1}{77}, \frac{1}{78}, \frac{1}{79}, \frac{1}{80}, \frac{1}{81}, \frac{1}{82}, \frac{1}{83}, \frac{1}{84}, \frac{1}{85}, \frac{1}{86}, \frac{1}{87}, \frac{1}{88}, \frac{1}{89}, \frac{1}{90}, \frac{1}{91}, \frac{1}{92}, \frac{1}{93}, \frac{1}{94}, \frac{1}{95}, \frac{1}{96}, \frac{1}{97}, \frac{1}{98}, \frac{1}{99}, \frac{1}{100}$$

宮原教育長

続きまして、議案第 8 号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」を上程させていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長

議案第 8 号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」をご説明いたします。（議案書参照）

議案書の15ページをごらんください。

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が、

宮原教育長

[illegible]

宮原教育長

森谷教育指導課長

教科用図書の採択に当たっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「令和 9 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「令和 9 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申して下さるよう、ここに諮問します。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

宮原教育長

それでは、議案第 9 号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、特にないようでございますので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第 9 号「令和 9 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）」につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長

それでは、続きまして、議案第 10 号「藤沢市奨学金給付規則の一部改正について」を上程いたします。

事務局から、説明をお願いいたします。

石田教育部参事。

石田教育部参事

それでは、議案第 10 号「藤沢市奨学金給付規則の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書の 19 ページをごらんください。

この議案を提出したのは、藤沢市給付型奨学金に係る奨学生の状況について、経済的な理由で就学が困難であると認められない場合を、別紙の事由に加えるなど、所要の改正をする必要によるものでございます。

1 の「一部を改正する規則」につきましては、議案書の 20 ページに記載のとおりでございます。

議案書の 23 ページ、「藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則新旧対照表」をごらんください。改正する主な内容につきまして、ご説明いたします。

表の左側、「改正案」の第2条をごらんいただきまして、奨学金のうち、医師又は歯科医師を志す者を対象とした白石敬子奨学金につきまして、これまで、「教育長が特に必要と認めた場合に該当する者」としておりましたが、今回、新たに第2条を加え、「白石敬子奨学金」について明記することとしたものでございます。

次に25ページ、右側「現行」欄の中段、第5条（2）号をごらんいただきまして、これまで、奨学金の申請をする際に、同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類の提出を求め、所得要件の判定対象としておりましたが、左側「改正案」の第6条（2）号をごらんいただきまして、これを、「生計維持者」と改めることで、本人及び兄弟姉妹等の所得を判定の対象外とするなど、所得要件の判定対象について見直すものでございます。

次に、27ページ、「改正案」の第12条をごらんいただきまして、「現行」では、独立行政法人日本学生支援機構法に定める学資支給品のみ可としている、他の給付型奨学金との併給について、白石敬子奨学金は、「併給可」とするため、下線部の内容を加えるものでございます。

次に、「改正案」の第13条をごらんいただきまして、「現行」では、「奨学生が休学した場合のみ」となっている奨学金を停止する要件について、「経済的に就学が困難と認められない場合」を追加するため、第2項及び第3項の規定を加えるものでございます。

こちらにつきましては、これまで、経済的な理由による給付の判断につきましては、「継続」または「打ち切り」のみであったものでございますが、今回、「給付停止」を新設することで、一度停止となった場合においても、経済状況においては給付再開ができるようにするものでございます。

そのほかの改正につきましては、改正文及び新旧対照表に記載のとおりでございます。

議案書の19ページにお戻りください。

2の「施行期日」につきましては、「公布の日から」とするものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

議案第10号につきまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

石井委員。

宮原教育長

石井委員 ご説明ありがとうございます。

 感想になってしまいますが、私は、藤沢市に「白石敬子奨学金」というすばらしい制度があるのは存じ上げなかったのですが、ぜひ上手に活用していただいて、志のある方々が良い先生になってくださったらいいなと思います。

 どうぞよろしくお願いいたします。

宮原教育長 ありがとうございます。

 それでは、種田委員。

種田委員 ご説明ありがとうございます。

 私も、白石敬子さんの奨学金と明記されることが、とてもいいことだなと思います。よくわからないで奨学金を受けるよりも、志す者に誰の援助であるのかがわかるのはとてもいいことだと思います。

 そして、停止あるいは再開というものができるというのが、その学生さんのモチベーションになるかなと思いますので、とてもいい改正案だと思います。

 意見です。よろしくお願いします。

宮原教育長 貴重なご意見をありがとうございます。

 それでは、そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

 井沼委員。

井沼委員 ご説明ありがとうございました。

 25ページの「現行」の第5条で、「改正案」は第6条の（2）のところでありますが、「同一世帯内で所得のある者」から「生計維持者」に改正になると思いますけれども、その改正をすることによって、奨学金を受けられる方の範囲と言いますか、そういったものは広がるのでしょうか。また、そういったことで、条件が少し緩やかになるということでしょうか。お聞きしたいと思います。

宮原教育長 高瀬教育総務課主幹。

高瀬教育総務課主幹 こちらにつきましては、もともと同一世帯内で所得のある者全員ということを基準としておりましたので、本人ですとか、まあアルバイト代があったりですとか、兄弟姉妹がいた場合にも、それを全部含めて所得の基準を上回っていないかというところで見えていましたけれども、やはりそのところまでを見る必要はないのではないかという形で、生計維持者に絞った形になります。

 それにより、これまでは所得の基準でオーバーしてしまっていて、奨学金の申請ができなかった方も申請ができる可能性が広がったというふうに捉えております。

ご説明ありがとうございました。

やはり志のある方が、自分の志を諦めることなく目標、目的に向かって挑戦できる、そして達成できるということは、非常に素晴らしいと思いますので、今後も続けていってほしいと思います。

以上です。

ご意見でよろしいですか。

はい、そうですね。

それでは、そのほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにないようでございますので、原案のとおり決定する
とでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第10号「藤沢市奨学金給付規則の一部改正」につきましては、原案のとおり決定いたします。

[illegible]

続きまして、議案第11号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

石田教育部参事。

それでは、議案第11号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」、ご説明申し上げます。（議案書参照）

議案書の30ページをごらんください。

この議案を提出したのは、教育総務課、学務保健課及び教育指導課において、正午から午後１時までの間についても窓口対応を行う必要があることから、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例施行規則第３条第２項の規定により、正午から午後１時までと定められている職員の休憩時間について特例を設けるため、所要の改正をする必要によるものでございます。

改正する内容につきましては、議案書の33ページ、新旧対照表をごらんください。第2条第1項の改正は、規程の整備でございます。

35ページをごらんいただきまして、別表第1は、正規職員の勤務時間等の特例を定めたもの。

36ページの別表第2及び37ページの別表第3は、定年前、再任用短時間勤務職員等の勤務時間等の特例を定めたもので、それぞれの表に

において、特例対象者の範囲等を教育総務課、学務保健課及び教育指導課の本庁舎に勤務する職員等に改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

「施行期日」は、公表の日でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

宮原教育長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、議案第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。

井沼委員。

井沼委員

ご説明ありがとうございます。

ちょっと1点だけ質問させていただきたいのですが、この議案を提出したのは、教育総務課、学務保健課及び教育指導課の3課となっていますけれども、教育委員会には、ほかに施設課、あと学校給食課とありますが、ここは当てはまらないということでしょうか。

宮原教育長

大久保教育総務課主幹。

大久保教育総務課主幹 その2課にも確認をとりましたところ、例えば学校給食課におきましては、何か対応が必要な場合は、午前中に集中をしていたりですとか、今の掲げている3課につきましては、主に学校側から、昼休みを含めていろいろな問い合わせが入るケースが多い課ということで、実際に昼間の対応が必要なところということで、今回、確認をとりまして、その3課ということで整理をさせていただいております。

以上です。

宮原教育長

それでは、そのほか、いかがでしょうか。

種田委員。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

この議案が、よくわからないので、もうちょっと具体的に説明していただけるとうれしいのですが、よろしくお願いします。

宮原教育長

大久保主幹。

大久保教育総務課主幹 まず、職員の昼休みについては、今、条例施行規則において、12時から1時までに取らなければならないこと、と規定されています。市役所は、今、各窓口において昼窓口対応職場というのがございまして、それは、全てそういう、こういう規定を、特例を設けて、初めて昼休みをずらすことができることになります。

教育委員会内で言えば、その3課については、昼窓口の対応を事実上やっていたりですとか、暫定的にちょっと対応していたりですとか、

学校の先生たちって、昼休みも含めて動いておられますし、どうしても昼休みの時間しか電話ができないということもございますので、それをサポートする立場である教育委員会側につきましても、このたび、きちんと昼を正式な対応時間として設ける必要があるだろうという判断をしまして、今回正式に3課については、昼もきちんと窓口の対応をしましょうということで設定をさせていただいたものになります。

種田委員 ご説明ありがとうございます。

大久保教育総務課主幹　各課におきまして、ローテーション等で、毎日、今日は誰が昼窓当番という形で決めて、対応している状況でございます。

内容は、そうであろうと思っていたのですが、この書き方がよくわからないので、ご説明いただきました。ありがとうございます。

宮原教育長 それでは、ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにないようでございますので、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

それでは、議案第11号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正」につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。

宮原教育長 それでは、「その他」に移ります。

– 15 –

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長 「令和7年度「学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査」の結果について」、ご報告いたします。(議案書参照)

資料40ページをごらんください。

「1 調査の概要」について、でございます。

(1) 調査目的は、本調査を実施することにより、本市の体罰や不適切な指導の実態を把握し、教職員の体罰等に対する認識を深め、その根絶を図ることでございます。

(2) 調査主体、(3) 実施主体は、記載のとおりでございます。

(4) 調査内容、でございます。

調査は、A) 教職員向け調査と、B) 児童生徒及び保護者向け調査の2種類を行いました。

調査対象期間、調査対象、調査方法につきましては、記載のとおりでございます。

参考に、46ページ以降に教職員向け調査用紙及び教職員向け調査結果報告書、児童生徒及び保護者向け調査の説明資料、児童生徒及び保護者向け調査用紙を、資料①から④として添付しておりますので、後ほどごらんください。

41ページにお戻りいただき、(5) 回答数、をごらんください。

左側の列が、令和7年度の回答数です。右側には、令和6年度の回答数を参考に併記しております。

A) 教職員向け調査につきましては、自己申告、第三者申告によるもので、小学校13件、中学校7件の、合計20件が報告されました。

令和7年度は、不適切な指導についても報告するように通知しましたので、昨年度よりも報告数が増加しています。

B) 児童生徒及び保護者向け調査につきましては、小学校156通、中学校54通、合計210通の回答が届き、そのうち、事案の記載のあったものが、小学校31通、中学校7通、合計38通でございました。

事案の記載があったもののうち、学校への調査対象とした件数は、小学校20件、中学校6件、合計26件で、詳細調査を学校長に依頼しました。

詳細調査の依頼に含まれず情報提供のみとした案件といたしましては、対象教職員の特定が難しいもの、体罰、不適切な指導以外の学校への訴え、調査期間以前のものとございます。

42ページの(6) 詳細調査方法、でございますが、記載内容に基づきまして、校長が該当教諭または児童生徒等に対して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。また、連絡先の記載がある保護者に対しては、

市教育委員会により聞き取りを行いました。

(7) 体罰に関する考え方、(8) 不適切な指導については、記載のとおりでございます。

文部科学省の体罰の事例につきましては、50ページ、資料③の裏面に記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、42ページからをござんください。「2 調査結果について」でございます。

詳細調査を行い、その結果を「体罰」、「不適切な指導」、「配慮に欠ける指導」に分類し、記載しております。

(1) 教職員向け調査、(2) 児童生徒及び保護者向け調査、2つの調査の結果、児童生徒の行動を注意するために、身体に対する侵害を与え、高圧的な指導を行った体罰事案は、中学校1件、大きな声や威圧的な態度、人格を否定するような暴言等を行った不適切な指導事案は21件（小学校14件、中学校7件）認められました。

表中の「事実不明・事実なし」は、当該教職員に聞き取ったが不明、第三者からの記載で、当事者に確認したが誤解であった、記載者が匿名のため、それ以上の調査が不可能であった事案などでございます。

続きまして、43ページをござんください。

「3 保護者からの主な意見」に関しましては、記載のとおりでございます。

「4 考察」でございます。

小・中学校においては、体罰に至らないものの依然として児童生徒を傷つける言動や威圧的な指導等の不適切な指導が見受けられました。

保護者の意見にも多く挙げられているように、肉体的な苦痛を伴わない指導であっても、不適切な言動が、子どもたちの心身の健全な発達に及ぼす影響を重視し、一人ひとりが高い人権意識と社会常識を持って行動できるよう、絶えず学び続ける姿勢が求められます。

指導に当たっては、自らの言動が、児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識し、一時的な感情で行動するのではなく、児童生徒は成長の途上にあるため、失敗したり悩んだりしながら成長することを意識し、冷静に指導をすることが大切だと考えられます。

今後も学校は、体罰や不適切な指導等の根絶へ向けた教職員の意識改革及び指導方法に視点を当てた研修等、継続的な取組を行うことで、児童生徒の人権を大切にする、信頼された学校を構築することが必要です。

最後に、44ページの「5 今後の取組」でございます。

教職員一人ひとりが教育現場から体罰や不適切な指導を一掃し、ゼロ

にしていくという意識を当たり前に持つよう、令和４年３月に改定した「藤沢市教職員人材育成基本方針」を基に、あらゆる機会を通じ、人権感覚を磨く実践的な取組を具体的に推進していきます。

そして、保護者や地域からの信頼を得るために、引き続き、体罰を許さない環境づくりに努め、安全・安心な学校づくりを目指していきます。

そこで（１）校長のリーダーシップのもと、体罰や不適切な指導を認めない、学校の環境づくりを推進すること。45ページにお進みいただき（２）教職員の指導力を向上させる教育委員会による研修や担当者会の充実を図り、あらゆる機会を通して教職員の人権感覚を磨き、意識改革に努めること。（３）部活動指導における体罰及び不適切な指導の根絶への取組に努め、一人ひとりを認め尊重する指導を行うことを、引き続き実施していきます。

以上で、「令和７年度「学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査」の結果について」の報告を終わります。

宮原教育長

事務局の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。

それでは、種田委員。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

毎年やっぺらっしやる調査、お疲れさまです。何点か、ちょっと気になるところと、いいなと思うところがあるので、お話しできたらと思います。

１点目は、特別支援学校の子どもたちのところの調査が、普通の小・中学校の調査数に入ってしまうというか、普通に入っていますということで、あまり特定されないようにということだとは思いますが、やはり特別支援が必要な子どもたちに対する体罰とか配慮に欠けた指導とかはわかるようにしたほうがいいのではないかなと、私はちょっと思います。

あと、もう一点は、令和７年度の児童生徒、保護者からの回答が、URLや二次元コードからあったということで、今の児童生徒、保護者は進んでいるなと思いました。

それと、もう一点、気になるところは、実際に該当教職員の方のご指導は、校長先生がなさっているのだと思いますけれども、やはり体罰や不適切な指導をなさった該当教職員の方の御指導は、とても大切だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

宮原教育長

今のは、ご意見でよろしいですか。

種田委員

意見です。最初も意見ですけれども、もし、お考えを聞かせただけ

るならば。

宮原教育長 それでは、1点目のところだけ、事務局からお答えいただければと思いますが。

本間指導主事。

本間教育指導課指導主事 1点目の特別支援学級や特別支援学校の結果というところで、毎年、小・中学校の中を含めて合計として記載はさせていただいているので、そのため、その詳細については、ここでは表^{あらわ}されてはいないのですが、今いただいたご意見を基に、また今後も検討していきたいと思います。

宮原教育長 坪谷部長。

坪谷教育部長 補足させていただきます。特別支援学校や特別支援学級に限らず、特別な支援が必要な子どもに対する不適切な指導であるとか体罰であるとかということはもちろん、そういうことがもしあったとしたら、またちょっと違った観点での、問題もあるというふうに考えます。

ですので、学校の種別や学級の種別というよりも、その子どもの特性に対してというようなところで、もしそういう事案があったら、数というよりも、内容によって、そういうことが起こったということであれば、それに対してどうしようかというような検討を、後のほうの「今後の取組」ですとか、「考察」というところで、そういうことも考えていくべきだと捉えていますので、今のご意見を参考に、また考えさせていただきたいと思います。

種田委員 ありがとうございます。その一般的な、一般に出さなくても教育委員会で、その辺を皆さんで共有していただけたらいいのかなとも思いますので、よろしくお願いいたします。

宮原教育長 種田委員、ありがとうございました。

それでは、井沼委員。

井沼委員 ご説明ありがとうございました。

体罰や不適切な指導あるいは部活動等における高圧的な発言等々は、私は許されるべきではないと思っておりますが、肉体的な苦痛を伴わないが不適切な発言というところも、やはり心身ともにこれから成長していく児童生徒にとっては、非常にゆゆしき問題であると思っております。生徒がナーバスになっているとき、例えば受験等々のときなど、先生の声がけ一つで、子どもは一生の傷を負うということはあると思いますので、その辺の言葉がけというところは、本当に注意をしていただいて、今後取り組んでいってほしいなと思います。

これは、意見になります。

宮原教育長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員

ご説明ありがとうございました。とても大切な調査だと思っております。

私は、2つお伺いしたいのですが、今回、教職員向け調査と児童生徒及び保護者向け調査をされていて、教職員向け調査は、令和7年度は、不適切な指導についても報告するように通知をしたということで、データが挙がっています。

これを拝見していますと、令和6年度は、教職員向け調査4件、令和7年度20件、それは不適切な指導があるからということで増えているということは理解をしましたが、43ページの児童生徒及び保護者向け調査の表を見ておりますと、不適切な指導に関しましては、令和6年度が13件で、令和7年度が6件挙がっています。

これは、ここの数字が、教職員向け調査と児童生徒及び保護者向け調査の数字が逆転しているのではないかと思います、それはなぜそうなったとお考えなのかというのが1点です。

もう一点は、令和7年度からURL、二次元コードからの回答ということになっていますが、数自体は減っているんですね。小学校も中学校も減っています。これはなぜなのか、紙がよかったのかもしれませんが、なぜなのかと。

私、この調査期間を見たら、1月22日から2月5日までということで、ちょっと短かったのではないかというふうにも感じたのですが、そのあたりは、どのようにお考えでしょうか。

宮原教育長

本間指導主事。

本間教育指導課指導主事

まず、1点目の数字の逆転というところですが、今年度は、不適切な指導についても、教職員に報告をするように通知をしたところ、やはり教職員が自分自身の指導を振り返ったり、自分以外の教職員の指導を振り返る中で、やはり体罰や不適切な指導と受け止められるような行為というものを認識して、数値として現れているのかなとも思われます。

2点目のデータの数についてですけれども、今年度は、昨年度と同様にURLで回答を求めているのですが、内容で、昨年度、全く内容がなくて、名前の記載もなく、送られたものも多かったため、今年度は間違いが少なくなるように、フォームの内容を少し確認してから発送していますので、その分、数字が少なくなっていることと考えられます。

飯盛委員 承知しました。理解しました。

宮原教育長 森谷課長。

森谷教育指導課長 少し補足でございますけれども、児童生徒、保護者向けの調査の結果というところで、少し数字が少なくなっているというところにつきましてですが、直接的な原因は、ちょっとわからないところではございますけれども、令和6年度時点でも、保護者の方は、体罰であるとか、不適切指導であるとかというところの区別をされない中でも、記載をたくさんいただいているものもございましたので、そういうところも、令和6年度の数字にはあるかなというふうには捉えております。

ただ、7年度に減じたというところについては、どうして値が減じたのかは不明なところではございますけれども、数字が減じたからと言って何もなかったわけではないというふうには感じておりますので、そこについては、教職員向けに気を引き締めて、人権感覚をしっかり持った指導をしていくようにというところでは、学校長に対しても発信をしているところでございます。

以上です。

飯盛委員 承知しました。ありがとうございました。

宮原教育長 そのほかはいかがでしょうか。

石井委員。

石井委員 今さらですけれども、この「不適切な指導」と「配慮に欠ける指導」というのは、県から、そのように調べなさいということから調べていらっしゃると思いますが、配慮に欠ける指導も不適切な指導のような気がしますけれども、すみません、これを分ける意義というのは何かあるのでしょうか。

宮原教育長 本間指導主事。

本間教育指導課指導主事 「不適切な指導」の中を細分化といいますか、より細かく丁寧に見取った中で、今回「不適切な指導」と「配慮に欠ける指導」というところで、令和6年度から分けております。

おっしゃるとおり、不適切な指導の中にも配慮に欠けているものもたくさんあるとは思いますが、配慮に欠ける指導だからと言って、何か変わるというのではなく、数値を分けている中で「不適切なもの」と「配慮に欠ける」というところで2つに分けさせていただいております。

宮原教育長 坪谷部長。

坪谷教育部長 すみません、補足で、今のご意見を伺って、我々の見方というか考え方を、ちょっと変えていく必要もあるのかなと思いました。

子どもの立場から見ると、不適切であるとか配慮に欠けるとか、それ

はどちらも同じように心に傷を負うようなことだと思います。

教員（大人）の側からだ、これは不適切な指導であるから、アウトだろう。でも、配慮に欠けるのは、もしかしたらぎりぎりセーフかもしれないけれども、子どもは傷ついてしまうのではないかみたいな、大人側からの捉え方で区別しているのかなということも、今ご意見を聞いて感じてところです。

そういうところで、また、こちらの調査の考察なども考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

石井委員

ありがとうございます。

宮原教育長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

（意見、質問等発言：なし）

それでは、この報告を終わりにしたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長

それでは、その他の（２）「藤沢市立学校教員の懲戒処分について」、事務局から説明をお願いいたします。

清水学務保健課長。

清水学務保健課長

それでは、右肩に「教育委員会 5 月定例会 その他（２）」とある資料をごらんください。（議案書参照）

「藤沢市立学校教員の懲戒処分について」、ご説明申し上げます。

5 月 14 日、神奈川県教育委員会は、本市立学校の 30 代教諭について、「懲戒免職」としました。

処分の理由となる「事案の概要」につきましては、勤務校の同僚女性に対する不同意わいせつ事案があり、その内容については、「2 事案の概要」に記載があります①から④のとおりでございます。

「3 発覚の経緯」及び「4 事案発覚後の状況」については、記載のとおりとなりますが、発覚から今回の処分まで長く時間がかかったことにつきましては、途中、警察の捜査が始まったため、その間、県教育委員会が事情聴取等を行うことができず、昨年 11 月下旬に、警察の捜査終了後に県教育委員会の調査を再開したことによるものでございます。

「処分の程度」等についてですが、本人は、5 月 14 日付で「懲戒免職」、事案発生当時の校長は、監督責任について「文書訓告」となっております。

今回の事案を受けまして、市教育委員会といたしましては、5 月 13 日に臨時校長会を開催し、事案の概要を説明するとともに、教育長から、再発防止に向けての注意喚起を行いました。

また、教育部長から、今後の取組として、全教職員に対して個別面談

を実施し、あらゆる差別・偏見及びハラスメントにつながる言動を行わず、人権と多様性を尊重し職務に当たるよう、改めて学校長から指導することを指示いたしました。

市教育委員会といたしましては、改めまして、全ての教職員に対し、教育公務員として高い倫理観を持って日々の教育活動に当たるよう、指導を徹底し、事故や不祥事の防止に全力を上げて取り組んでいく所存でございます。

説明は、以上でございます。

宮原教育長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、この報告を終わりにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長

以上で、本日予定をいたしました公開で審議する案件につきましては、全て終了でございます。

それでは、委員の皆様で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(報告事項等：なし)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。

6月18日、木曜日、午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、ここ本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、確認で繰り返させていただきます。次回の定例会は、6月18日、木曜日、午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、ここ本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定とさせていただきます。

なお、6月18日につきましては、市議会定例会の会期中でございますので、当日の進行状況によりましては、教育委員会定例会の開会時刻が午後5時よりも遅れる可能性がありますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

以上で、本日の公開での審議日程は、全て終了ということでございます。

一同

宮原教育長

皆さん、ありがとうございました。

ありがとうございました。

傍聴者の皆様におかれましては、ご退席いただきますよう、お願いをいたします。

皆さん、ありがとうございました。

午後 5 時08分 閉会